

免許試験合格者等のための 免許申請書等手続きの手引き

目 次

○申請手続きについて	1
○申請書の記入上の注意点について	2

申請書類の作り方（記入例 及び チェックリスト）

●申請書（表面）

I 免許申請（新規）

【A】 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「免許試験合格通知書」を交付された方	3
【B】 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「免許試験結果通知書」を交付された方	5
【C】 無試験で免許を受ける資格のある方	5

II 免許証再交付申請

【A】 免許証を紛失した方	7
【B】 免許証を損傷した方	7
【C】 免許証の記載事項等の変更を希望する方	9
【D】 新様式の免許証の発行を希望する方	9

III 免許証書替申請

免許証に記載されている氏名を変更した方	11
---------------------	----

IV 免許更新申請

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	13
-------------------------------	----

●申請書（裏面）	15
●所持免許申告欄	16
●添付書類について	17
●実務経験等を証明する書類について	19
●電子申請による免許申請等について	25

○写真について	26
○免許申請時にまずチェック！	27
○本人確認証明書の具体例	28
○申請書の提出先、問い合わせ先	29



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

●申請手続きについて●

- 申請の内容によって申請書の提出先、提出方法が異なります。次のとおり申請手続きを行って下さい。

申請の内容	申請書の記載方法、提出先、提出方法
I 免許申請（新規）	
【A】 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「 <u>免許試験合格通知書</u> 」を交付された方 ※ 特級・一級・二級ボイラー技士免許試験、ボイラー整備士免許試験、発破技士免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、ガス溶接作業主任者免許試験及び林業架線作業主任者免許試験については、 <u>実務経験等を証明する書類</u> を添付し、申請する必要があります。 ※ ボイラー溶接士免許は、試験合格後2年以内に申請する必要があります。	【申請書の記載方法】 3～4ページ参照（ I【A】 ） 【申請書の提出先】 <u>東京労働局免許証発行センター</u> 【提出方法】 簡易書留による郵送（なお、窓口はありませんので、直接持参することはできません。）
【B】 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「 <u>免許試験結果通知書</u> 」を交付された方 【C】 無試験で免許を受ける資格のある方	【申請書の記載方法】 5～6ページ参照（ I【B】【C】 ） 【申請書の提出先】 <u>申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課</u> 【提出方法】 I【B】【C】 簡易書留による郵送又は持参（東京労働局免許証発行センターあての封筒を用いて申請することはできません。）
II 免許証再交付申請	
【A】 免許証を紛失した方 【B】 免許証を損傷した方 【C】 免許証の記載事項等の変更を希望する方 【D】 新様式の免許証の発行を希望する方	【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（ II【A】【B】 再交付） 9～10ページ参照（ II【C】【D】 再交付） 11～12ページ参照（ III 書替） 13～14ページ参照（ IV 更新）
III 免許証書替申請	
免許証に記載されている氏名を変更した方	
IV 免許更新申請	
特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	
※申請は、有効期間満了日の1か月前から受け付けます。	
【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（ II【A】【B】 再交付） 9～10ページ参照（ II【C】【D】 再交付） 11～12ページ参照（ III 書替） 13～14ページ参照（ IV 更新） 【申請書の提出先】 <u>申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課</u> 【提出方法】 簡易書留による郵送又は持参（東京労働局免許証発行センターあての封筒を用いて申請することはできません。）	

※ 申請書の提出先である都道府県労働局については、29、30ページを参照し、宛先等をご確認下さい。

- また、電子申請によっても申請を行うことができます。25ページの「電子申請による免許申請等について」をよく読んで申請手続きを行って下さい。
- 免許申請が集中する時期は、免許証がお手元に届くまで30日程度かかる場合があります。
- 技能講習修了証・特別教育修了証等の再発行等は本申請手続きの対象外です。受講した教育機関等にお問い合わせ下さい。
- 複数の免許申請を同時に行う場合（書替・再交付申請等と新規申請を同時に行う場合等）については、申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課に提出して下さい。

●申請書の記入上の注意点について●

1. 申請書の□枠内に記入する文字は、光学的読取装置（OCR）により直接読み取りますので、筆記用具には黒のボールペンを使用し、次の事項に十分注意して下さい。

標準字体

0	1	2	3	4
5	6	7	8	9

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	ユ			ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ラン			ー

- 1) 文字は、「標準字体」（右に記載）にならって申請書の□□□の記入枠からはみ出さないように、大きくていねいに書いて下さい。
- 2) 文字は、大きな傾きをなくし、できるだけ濃く、かすれないように書いて下さい。
- 3) 濁点「ㇿ」、半濁点「ㇻ」は、同一の記入枠に記入して下さい。

(姓) 別 府

正

ベ	ッ	フ
---	---	---

誤

ヘ	ㇻ	ッ	フ	ㇿ
---	---	---	---	---

(姓) 譲 治

正

ジ	ヨ	ウ	ジ
---	---	---	---

誤

シ	ㇻ	ヨ	ウ	シ	ㇻ
---	---	---	---	---	---

5) 次の文字については、特に注意して下さい。

イ シツソンは、斜めの弧を書き始めるとき小さくカギをつけ、

シ	ツ	ソ	ン
---	---	---	---

 と書く。

ロ ㇿは使用しないで、

イ	エ
---	---

 と書く。

誤 正

ハ 数字の1はカギをつけなくて垂直に書く。

1

 →

1

ニ 数字の7の上部は水平の横軸とする。

7

 →

7

カタカナのクの上部は右下がりにする。

ク

 →

ク

ホ 数字の「4」の二本の縦線は上に閉じない。

4

 →

4

ヘ 文字を書き損じたときは、その枠の上下をややはみ出すように縦の一本線を引いたうえ、正しい文字を枠の中の右上すみに記入する（修正液等を使って訂正しない。）

3を2に訂正

3 ²

 アをイに訂正

ア ^イ

2. 申請書は機械で処理しますので、汚したり、穴をあけたりしないで下さい。また、できるだけ折り曲げないようにし、もし折り曲げる場合には、▶ ◀ 印の所を谷に折って下さい。

3. 記入例を参考に申請書に記入して下さい。

なお、それぞれの申請で添付書類の箇所に示した書類が必要ですので準備して下さい。

4. 氏名は、戸籍上の文字を楷書にて記入して下さい。（免許試験合格通知書の氏名が、戸籍上の文字でない場合は、戸籍抄本を添付して申請して下さい。）

A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、
「免許試験合格通知書」を交付された方

申請書裏面については
15ページ参照。

- ⑤ 申請書裏面の「コート」衣を覚えて記入して下さい。
- 写真とは次のものを 1 枚貼って下さい。
- ・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
 - ・上三分身（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
 - ・申請前6か月以内に撮影したもの
 - ・鮮明で変色の恐れのないもの
- ※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
- なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。
- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
 - ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされていゝるものや不鮮明なもの）
 - ・変色や傷があるもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- 詳しくは、P26 を参照して下さい。
- 住所地以外（勤務先など）に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。
- 送付先の記入例
（会社の場合）
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇1-1-1
〇〇(株)安全衛生課 気付
（実家の場合）
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都文京区〇〇1-1-1 ○〇様方
- なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名がな印字されます。免許申請者以外の方が受取人になることはできません。
- ⑪ 左端の□の枠内に、該当する元号の番号を記入します。以下の年月日の記入要領は、⑥と同じです。
- ⑫ 免許試験合格通知書に記載してありますので、転記して下さい。
右づめで記入して下さい。
記入しない下さい。

[illegible]

申請先 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館2階
〒108-0014 東京労働局免許証発行センター

○申請書類記入等チェックリスト

チェック欄	
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごと貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

試験合格

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

必ず添付するもの		備 考
チェック欄		添付書類
①	☐	免許試験合格通知書（原本）
②	☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒
③	☐	免許証送付用切手460円分（※）
④	☐	本人確認証明書等（17、28 ページ参照）

○該当する場合に添付するもの

必要となる場合	
添付書類	
⑤	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。 提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。 ☐
⑥	所持免許申告欄（16 ページ参照） ☐
⑦	実務経験等を証明する書類（17 ページ参照） ☐

記入例 I-BC

免許申請書

【B】安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「免許試験結果通知書」を交付された方
【C】無試験で免許を受ける資格のある方

（申請書裏面について）
（は15ページ参照。）

- ① □□と記入して下さい。
申請者氏名欄には戸籍上の氏名を記入してください。
記載内容等について照会する際に必要ですの
で、屋間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話
番号等を記入して下さい。また、会社の場合
は部署名・内線番号を記入して下さい。
- ③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。
⑤ 町域番号まで正確に記入して下さい。
⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ枠が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。
⑦-1 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を
希望する場合は2を、希望しない場合は0を記
入して下さい。
⑦-2 併記を希望する氏名等を記入して下さ
い。
⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さ
い。
⑨の方は、「学科試験合格、実技教習修了」と、
⑩の方は、無試験で免許を受け取ることができ
る資格（添付する資格証の名称）を記入して下
さい。
労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている
場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新
しい免許証が交付されますので、必ず次のいず
れかに記入して下さい。
・カードタイプ（ラミネートタイプを含む）の
免許証の場合、別紙の所持免許申告書欄（P16）
は不要です。
⑨に免許証番号を記入
・二つ折りタイプの免許証の場合
⑥に□と記入し、免許の種類に○を付け、
別紙の所持免許申告書欄に必要事項を記入して
下さい（16ページ参照）。

- ② 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい。
写真は次のものを1枚貼って下さい。
・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
・上三分身（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
・申請前6か月以内に撮影したもの
・鮮明で変色の恐れのないもの
※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。
・指定の寸法や規格を満たしていないもの
・サンガラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなさ
れているものや不鮮明なもの）
・変色や傷があるもの
・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
詳しくは、P26を参照して下さい。
住所地域以外（勤務先など）に免許証の送付を希望
される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電
話番号を記入して下さい。住所地域への送付を希望
される方は、この欄に記入する必要はありません。
送付先の記入例
（会社の場合）
〒○○○-○○○○ 東京都千代田区〇〇1-1-1
〇〇（株）安全衛生課 気付
（実家の場合）
〒○○○-○○○○
東京都文京区〇〇1-1-1 〇〇様方
なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が
印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな
ることはできません。
⑬ 免許試験の学科試験に合格した後、当該学科
試験が行われた日から起算して1年以内に実
技教習を修了した方は、実技教習の修了年月
日を記入して下さい。
実技教習を修了後、1年以内に免許試験の学
科試験に合格し、「免許試験結果通知書」を
交付された方は、学科試験を受けた年月日
を記入して下さい。
⑭の方はその資格を取得した年月日を記入して
下さい。
左端の□枠内に、該当する元号の番号を
記入します。以下の年月日の記入要領は
⑥と同じです。
記入しないで下さい。

様式第12号（第66条の3、第67条関係）（募集）
（免許証書・免許更新）申請書

①申請の区分
1.新規交付または更新を受ける
2.②の欄に記入する
3.③の欄に記入する
4.④の欄に記入する
5.⑤の欄に記入する
6.⑥の欄に記入する
7.⑦の欄に記入する
8.⑧の欄に記入する
9.⑨の欄に記入する
10.⑩の欄に記入する
11.⑪の欄に記入する
12.⑫の欄に記入する
13.⑬の欄に記入する
14.⑭の欄に記入する
15.⑮の欄に記入する
16.⑯の欄に記入する
17.⑰の欄に記入する
18.⑱の欄に記入する
19.⑲の欄に記入する
20.⑳の欄に記入する
21.㉑の欄に記入する
22.㉒の欄に記入する
23.㉓の欄に記入する
24.㉔の欄に記入する
25.㉕の欄に記入する
26.㉖の欄に記入する
27.㉗の欄に記入する
28.㉘の欄に記入する
29.㉙の欄に記入する
30.㉚の欄に記入する
31.㉛の欄に記入する
32.㉜の欄に記入する
33.㉝の欄に記入する
34.㉞の欄に記入する
35.㉟の欄に記入する
36.㊱の欄に記入する
37.㊲の欄に記入する
38.㊳の欄に記入する
39.㊴の欄に記入する
40.㊵の欄に記入する
41.㊶の欄に記入する
42.㊷の欄に記入する
43.㊸の欄に記入する
44.㊹の欄に記入する
45.㊺の欄に記入する
46.㊻の欄に記入する
47.㊼の欄に記入する
48.㊽の欄に記入する
49.㊾の欄に記入する
50.㊿の欄に記入する

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課（P29～P30参照）

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

試験免除

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備考
チェック欄	添付書類	
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。（※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ ☐	本人確認証明書等（17、28 ページ参照）	「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（本人確認証明書）を添付して下さい。 ※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記を希望する氏名又は通称が記載されているものを提出して下さい。なお、18 ページ(9)ロの「現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式（ラミネート式又はカード式）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限り）は本人確認証明書の添付は不要です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
④ ☐	免許試験結果通知書（原本）	◎免許試験の学科試験に合格した後、当該学科試験が行われた日から起算して、1年以内に実技教習を修了した方
⑤ ☐	実技教習修了証	◎実技教習を修了後、1年以内に免許試験の学科試験に合格し、「免許試験結果通知書」を交付された方 ※ボイラー実技講習は実技教習ではありません。
⑥ ☐	免許を受ける資格を有することを証明する書類（17ページ参照）	◎無試験で免許を受ける資格がある場合 ※添付する書類は、原本又はそのコピーとなります
⑦ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。 提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	◎労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続きも必要です（7 ～ 8 ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1 ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名を変更した場合は、書替の手続きも必要です（11 ～ 12 ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証書替申請書の提出先（1 ページ参照）に提出して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18 ページを参照して下さい。
⑧ ☐	所持免許申告欄（16 ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 （申請書の項目番号 ^{②6} に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要）。

記入例Ⅱ

- ① ②と記入して下さい。
- 申請者氏名欄には戸籍上の氏名を記入して下さい。
- 記載内容等について照会する際に必要ですの
で、屋間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電話
番号等を記入して下さい。また、会社の場合
は部署名・内線番号を記入して下さい。
- ③④ カタカナで左からつめて書いて下さい。
- ⑤ 町域番号まで正確に記入して下さい。
- ⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記入
します。年月日は、それぞれ校が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。
- ⑦-1 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を
希望する場合は2を、希望しない場合は0を記
入して下さい。
- ⑦-2 併記を希望する氏名等を記入して下さい
い。
- ⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さい
い。
- Ⅵの方は、「紛失」と記入して下さい。
Ⅶの方は、「損傷」と記入して下さい。
- ⑨ 労働安全衛生法に基づく他の免許を持って
いる場合には、今回申請する免許証と統合のう
え新しい免許証が交付されますので、1と記入
し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申
告欄に必要な事項を記入して下さい（16ページ
参照）。
- ※再交付と書替を同時に行う場合は、①「申請
の区分」は③と記入し、記入例Ⅲ（11ページ）
に示した事項も併せて記入して下さい。

免許証再交付申請書

- A 免許証を紛失した方
B 免許証を損傷した方

（申請書裏面については
15ページ参照。）

- ② 記入しないで下さい。
- 写真には次のものを1枚貼って下さい。
- ・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
 - ・申請前（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
 - ・申請前6か月以内に撮影したもの
 - ・鮮明で変色の恐れのないもの
- ※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
なお、次のような写真は書き直しをお願いする場合があります。
- ・サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされ
ているものや不鮮明なもの）
 - ・変色や傷があるもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- 詳しくは、P26を参照して下さい。
- 住所以外（勤務先など）に免許証の送付を希望
される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電
話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望
される方は、この欄に記入する必要はありません。
- 送付先の記入例
（会社の場合）
〒0000-0000
東京都千代田区〇〇1-1-1
〇〇（株）安全衛生課 気付
（実家の場合）
〒0000-0000
東京都文京区〇〇1-1-1 〇〇様方
- なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が
印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな
ることはできません。
- 記入しないで下さい。
- 紛失または損傷した免許証について記入して下さい。
- ・カードタイプ（ラミネートタイプを含む）の免
許証の場合
 - ⑨に免許証番号を記入
 - ・二つ折りタイプの免許証の場合
 - ②に「免許の種類コード」、③に「交付局コード」、
（裏面のコード表参照）、④に「免許証番号」、
⑤に交付年月日を記入して下さい。
- 紛失・損傷した免許証の記載項目が不明の場
合には、申請者ご本人が本人確認証明書を持
参の上、最寄りの労働基準監督署又は都道府
県労働局の窓口にて確認してください。

様式第12号（第66条の3、第67条関係）（表題）
（免許証書替・免許更新）申請書

①申請の区分
1. 新規交付申請
2. 再交付申請
3. 書替
4. 更新
5. 併記

②併記に申請する免許の種類
1. 普通自動車
2. 小型自動車
3. 軽自動車
4. 二輪自動車
5. 三輪自動車
6. 四輪自動車
7. 五輪自動車
8. 六輪自動車
9. 七輪自動車
10. 八輪自動車
11. 九輪自動車
12. 十輪自動車
13. 十一輪自動車
14. 十二輪自動車
15. 十三輪自動車
16. 十四輪自動車
17. 十五輪自動車
18. 十六輪自動車
19. 十七輪自動車
20. 十八輪自動車
21. 十九輪自動車
22. 二十輪自動車
23. 二十一輪自動車
24. 二十二輪自動車
25. 二十三輪自動車
26. 二十四輪自動車
27. 二十五輪自動車
28. 二十六輪自動車
29. 二十七輪自動車
30. 二十八輪自動車
31. 二十九輪自動車
32. 三十輪自動車
33. 三十一輪自動車
34. 三十二輪自動車
35. 三十三輪自動車
36. 三十四輪自動車
37. 三十五輪自動車
38. 三十六輪自動車
39. 三十七輪自動車
40. 三十八輪自動車
41. 三十九輪自動車
42. 四十輪自動車
43. 四十一輪自動車
44. 四十二輪自動車
45. 四十三輪自動車
46. 四十四輪自動車
47. 四十五輪自動車
48. 四十六輪自動車
49. 四十七輪自動車
50. 四十八輪自動車
51. 四十九輪自動車
52. 五十輪自動車
53. 五十一輪自動車
54. 五十二輪自動車
55. 五十三輪自動車
56. 五十四輪自動車
57. 五十五輪自動車
58. 五十六輪自動車
59. 五十七輪自動車
60. 五十八輪自動車
61. 五十九輪自動車
62. 六十輪自動車
63. 六十一輪自動車
64. 六十二輪自動車
65. 六十三輪自動車
66. 六十四輪自動車
67. 六十五輪自動車
68. 六十六輪自動車
69. 六十七輪自動車
70. 六十八輪自動車
71. 六十九輪自動車
72. 七十輪自動車
73. 七十一輪自動車
74. 七十二輪自動車
75. 七十三輪自動車
76. 七十四輪自動車
77. 七十五輪自動車
78. 七十六輪自動車
79. 七十七輪自動車
80. 七十八輪自動車
81. 七十九輪自動車
82. 八十輪自動車
83. 八十一輪自動車
84. 八十二輪自動車
85. 八十三輪自動車
86. 八十四輪自動車
87. 八十五輪自動車
88. 八十六輪自動車
89. 八十七輪自動車
90. 八十八輪自動車
91. 八十九輪自動車
92. 九十輪自動車
93. 九十一輪自動車
94. 九十二輪自動車
95. 九十三輪自動車
96. 九十四輪自動車
97. 九十五輪自動車
98. 九十六輪自動車
99. 九十七輪自動車
100. 九十八輪自動車
101. 九十九輪自動車
102. 一百輪自動車
103. 一百零一輪自動車
104. 一百零二輪自動車
105. 一百零三輪自動車
106. 一百零四輪自動車
107. 一百零五輪自動車
108. 一百零六輪自動車
109. 一百零七輪自動車
110. 一百零八輪自動車
111. 一百零九輪自動車
112. 一百一十輪自動車
113. 一百一十一輪自動車
114. 一百一十二輪自動車
115. 一百一十三輪自動車
116. 一百一十四輪自動車
117. 一百一十五輪自動車
118. 一百一十六輪自動車
119. 一百一十七輪自動車
120. 一百一十八輪自動車
121. 一百一十九輪自動車
122. 一百二十輪自動車
123. 一百二十一輪自動車
124. 一百二十二輪自動車
125. 一百二十三輪自動車
126. 一百二十四輪自動車
127. 一百二十五輪自動車
128. 一百二十六輪自動車
129. 一百二十七輪自動車
130. 一百二十八輪自動車
131. 一百二十九輪自動車
132. 一百三十輪自動車
133. 一百三十一輪自動車
134. 一百三十二輪自動車
135. 一百三十三輪自動車
136. 一百三十四輪自動車
137. 一百三十五輪自動車
138. 一百三十六輪自動車
139. 一百三十七輪自動車
140. 一百三十八輪自動車
141. 一百三十九輪自動車
142. 一百四十輪自動車
143. 一百四十一輪自動車
144. 一百四十二輪自動車
145. 一百四十三輪自動車
146. 一百四十四輪自動車
147. 一百四十五輪自動車
148. 一百四十六輪自動車
149. 一百四十七輪自動車
150. 一百四十八輪自動車
151. 一百四十九輪自動車
152. 一百五十輪自動車
153. 一百五十一輪自動車
154. 一百五十二輪自動車
155. 一百五十三輪自動車
156. 一百五十四輪自動車
157. 一百五十五輪自動車
158. 一百五十六輪自動車
159. 一百五十七輪自動車
160. 一百五十八輪自動車
161. 一百五十九輪自動車
162. 一百六十輪自動車
163. 一百六十一輪自動車
164. 一百六十二輪自動車
165. 一百六十三輪自動車
166. 一百六十四輪自動車
167. 一百六十五輪自動車
168. 一百六十六輪自動車
169. 一百六十七輪自動車
170. 一百六十八輪自動車
171. 一百六十九輪自動車
172. 一百七十輪自動車
173. 一百七十一輪自動車
174. 一百七十二輪自動車
175. 一百七十三輪自動車
176. 一百七十四輪自動車
177. 一百七十五輪自動車
178. 一百七十六輪自動車
179. 一百七十七輪自動車
180. 一百七十八輪自動車
181. 一百七十九輪自動車
182. 一百八十輪自動車
183. 一百八十一輪自動車
184. 一百八十二輪自動車
185. 一百八十三輪自動車
186. 一百八十四輪自動車
187. 一百八十五輪自動車
188. 一百八十六輪自動車
189. 一百八十七輪自動車
190. 一百八十八輪自動車
191. 一百八十九輪自動車
192. 一百九十輪自動車
193. 一百九十一輪自動車
194. 一百九十二輪自動車
195. 一百九十三輪自動車
196. 一百九十四輪自動車
197. 一百九十五輪自動車
198. 一百九十六輪自動車
199. 一百九十七輪自動車
200. 一百九十八輪自動車
201. 一百九十九輪自動車
202. 二百輪自動車
203. 二百零一輪自動車
204. 二百零二輪自動車
205. 二百零三輪自動車
206. 二百零四輪自動車
207. 二百零五輪自動車
208. 二百零六輪自動車
209. 二百零七輪自動車
210. 二百零八輪自動車
211. 二百零九輪自動車
212. 二百一十輪自動車
213. 二百一十一輪自動車
214. 二百一十二輪自動車
215. 二百一十三輪自動車
216. 二百一十四輪自動車
217. 二百一十五輪自動車
218. 二百一十六輪自動車
219. 二百一十七輪自動車
220. 二百一十八輪自動車
221. 二百一十九輪自動車
222. 二百二十輪自動車
223. 二百二十一輪自動車
224. 二百二十二輪自動車
225. 二百二十三輪自動車
226. 二百二十四輪自動車
227. 二百二十五輪自動車
228. 二百二十六輪自動車
229. 二百二十七輪自動車
230. 二百二十八輪自動車
231. 二百二十九輪自動車
232. 二百三十輪自動車
233. 二百三十一輪自動車
234. 二百三十二輪自動車
235. 二百三十三輪自動車
236. 二百三十四輪自動車
237. 二百三十五輪自動車
238. 二百三十六輪自動車
239. 二百三十七輪自動車
240. 二百三十八輪自動車
241. 二百三十九輪自動車
242. 二百四十輪自動車
243. 二百四十一輪自動車
244. 二百四十二輪自動車
245. 二百四十三輪自動車
246. 二百四十四輪自動車
247. 二百四十五輪自動車
248. 二百四十六輪自動車
249. 二百四十七輪自動車
250. 二百四十八輪自動車
251. 二百四十九輪自動車
252. 二百五十輪自動車
253. 二百五十一輪自動車
254. 二百五十二輪自動車
255. 二百五十三輪自動車
256. 二百五十四輪自動車
257. 二百五十五輪自動車
258. 二百五十六輪自動車
259. 二百五十七輪自動車
260. 二百五十八輪自動車
261. 二百五十九輪自動車
262. 二百六十輪自動車
263. 二百六十一輪自動車
264. 二百六十二輪自動車
265. 二百六十三輪自動車
266. 二百六十四輪自動車
267. 二百六十五輪自動車
268. 二百六十六輪自動車
269. 二百六十七輪自動車
270. 二百六十八輪自動車
271. 二百六十九輪自動車
272. 二百七十輪自動車
273. 二百七十一輪自動車
274. 二百七十二輪自動車
275. 二百七十三輪自動車
276. 二百七十四輪自動車
277. 二百七十五輪自動車
278. 二百七十六輪自動車
279. 二百七十七輪自動車
280. 二百七十八輪自動車
281. 二百七十九輪自動車
282. 二百八十輪自動車
283. 二百八十一輪自動車
284. 二百八十二輪自動車
285. 二百八十三輪自動車
286. 二百八十四輪自動車
287. 二百八十五輪自動車
288. 二百八十六輪自動車
289. 二百八十七輪自動車
290. 二百八十八輪自動車
291. 二百八十九輪自動車
292. 二百九十輪自動車
293. 二百九十一輪自動車
294. 二百九十二輪自動車
295. 二百九十三輪自動車
296. 二百九十四輪自動車
297. 二百九十五輪自動車
298. 二百九十六輪自動車
299. 二百九十七輪自動車
300. 二百九十八輪自動車
301. 二百九十九輪自動車
302. 三百輪自動車
303. 三百零一輪自動車
304. 三百零二輪自動車
305. 三百零三輪自動車
306. 三百零四輪自動車
307. 三百零五輪自動車
308. 三百零六輪自動車
309. 三百零七輪自動車
310. 三百零八輪自動車
311. 三百零九輪自動車
312. 三百一十輪自動車
313. 三百一十一輪自動車
314. 三百一十二輪自動車
315. 三百一十三輪自動車
316. 三百一十四輪自動車
317. 三百一十五輪自動車
318. 三百一十六輪自動車
319. 三百一十七輪自動車
320. 三百一十八輪自動車
321. 三百一十九輪自動車
322. 三百二十輪自動車
323. 三百二十一輪自動車
324. 三百二十二輪自動車
325. 三百二十三輪自動車
326. 三百二十四輪自動車
327. 三百二十五輪自動車
328. 三百二十六輪自動車
329. 三百二十七輪自動車
330. 三百二十八輪自動車
331. 三百二十九輪自動車
332. 三百三十輪自動車
333. 三百三十一輪自動車
334. 三百三十二輪自動車
335. 三百三十三輪自動車
336. 三百三十四輪自動車
337. 三百三十五輪自動車
338. 三百三十六輪自動車
339. 三百三十七輪自動車
340. 三百三十八輪自動車
341. 三百三十九輪自動車
342. 三百四十輪自動車
343. 三百四十一輪自動車
344. 三百四十二輪自動車
345. 三百四十三輪自動車
346. 三百四十四輪自動車
347. 三百四十五輪自動車
348. 三百四十六輪自動車
349. 三百四十七輪自動車
350. 三百四十八輪自動車
351. 三百四十九輪自動車
352. 三百五十輪自動車
353. 三百五十一輪自動車
354. 三百五十二輪自動車
355. 三百五十三輪自動車
356. 三百五十四輪自動車
357. 三百五十五輪自動車
358. 三百五十六輪自動車
359. 三百五十七輪自動車
360. 三百五十八輪自動車
361. 三百五十九輪自動車
362. 三百六十輪自動車
363. 三百六十一輪自動車
364. 三百六十二輪自動車
365. 三百六十三輪自動車
366. 三百六十四輪自動車
367. 三百六十五輪自動車
368. 三百六十六輪自動車
369. 三百六十七輪自動車
370. 三百六十八輪自動車
371. 三百六十九輪自動車
372. 三百七十輪自動車
373. 三百七十一輪自動車
374. 三百七十二輪自動車
375. 三百七十三輪自動車
376. 三百七十四輪自動車
377. 三百七十五輪自動車
378. 三百七十六輪自動車
379. 三百七十七輪自動車
380. 三百七十八輪自動車
381. 三百七十九輪自動車
382. 三百八十輪自動車
383. 三百八十一輪自動車
384. 三百八十二輪自動車
385. 三百八十三輪自動車
386. 三百八十四輪自動車
387. 三百八十五輪自動車
388. 三百八十六輪自動車
389. 三百八十七輪自動車
390. 三百八十八輪自動車
391. 三百八十九輪自動車
392. 三百九十輪自動車
393. 三百九十一輪自動車
394. 三百九十二輪自動車
395. 三百九十三輪自動車
396. 三百九十四輪自動車
397. 三百九十五輪自動車
398. 三百九十六輪自動車
399. 三百九十七輪自動車
400. 三百九十八輪自動車
401. 三百九十九輪自動車
402. 四百輪自動車
403. 四百零一輪自動車
404. 四百零二輪自動車
405. 四百零三輪自動車
406. 四百零四輪自動車
407. 四百零五輪自動車
408. 四百零六輪自動車
409. 四百零七輪自動車
410. 四百零八輪自動車
411. 四百零九輪自動車
412. 四百一十輪自動車
413. 四百一十一輪自動車
414. 四百一十二輪自動車
415. 四百一十三輪自動車
416. 四百一十四輪自動車
417. 四百一十五輪自動車
418. 四百一十六輪自動車
419. 四百一十七輪自動車
420. 四百一十八輪自動車
421. 四百一十九輪自動車
422. 四百二十輪自動車
423. 四百二十一輪自動車
424. 四百二十二輪自動車
425. 四百二十三輪自動車
426. 四百二十四輪自動車
427. 四百二十五輪自動車
428. 四百二十六輪自動車
429. 四百二十七輪自動車
430. 四百二十八輪自動車
431. 四百二十九輪自動車
432. 四百三十輪自動車
433. 四百三十一輪自動車
434. 四百三十二輪自動車
435. 四百三十三輪自動車
436. 四百三十四輪自動車
437. 四百三十五輪自動車
438. 四百三十六輪自動車
439. 四百三十七輪自動車
440. 四百三十八輪自動車
441. 四百三十九輪自動車
442. 四百四十輪自動車
443. 四百四十一輪自動車
444. 四百四十二輪自動車
445. 四百四十三輪自動車
446. 四百四十四輪自動車
447. 四百四十五輪自動車
448. 四百四十六輪自動車
449. 四百四十七輪自動車
450. 四百四十八輪自動車
451. 四百四十九輪自動車
452. 四百五十輪自動車
453. 四百五十一輪自動車
454. 四百五十二輪自動車
455. 四百五十三輪自動車
456. 四百五十四輪自動車
457. 四百五十五輪自動車
458. 四百五十六輪自動車
459. 四百五十七輪自動車
460. 四百五十八輪自動車
461. 四百五十九輪自動車
462. 四百六十輪自動車
463. 四百六十一輪自動車
464. 四百六十二輪自動車
465. 四百六十三輪自動車
466. 四百六十四輪自動車
467. 四百六十五輪自動車
468. 四百六十六輪自動車
469. 四百六十七輪自動車
470. 四百六十八輪自動車
471. 四百六十九輪自動車
472. 四百七十輪自動車
473. 四百七十一輪自動車
474. 四百七十二輪自動車
475. 四百七十三輪自動車
476. 四百七十四輪自動車
477. 四百七十五輪自動車
478. 四百七十六輪自動車
479. 四百七十七輪自動車
480. 四百七十八輪自動車
481. 四百七十九輪自動車
482. 四百八十輪自動車
483. 四百八十一輪自動車
484. 四百八十二輪自動車
485. 四百八十三輪自動車
486. 四百八十四輪自動車
487. 四百八十五輪自動車
488. 四百八十六輪自動車
489. 四百八十七輪自動車
490. 四百八十八輪自動車
491. 四百八十九輪自動車
492. 四百九十輪自動車
493. 四百九十一輪自動車
494. 四百九十二輪自動車
495. 四百九十三輪自動車
496. 四百九十四輪自動車
497. 四百九十五輪自動車
498. 四百九十六輪自動車
499. 四百九十七輪自動車
500. 四百九十八輪自動車
501. 四百九十九輪自動車
502. 五百輪自動車
503. 五百零一輪自動車
504. 五百零二輪自動車
505. 五百零三輪自動車
506. 五百零四輪自動車
507. 五百零五輪自動車
508. 五百零六輪自動車
509. 五百零七輪自動車
510. 五百零八輪自動車
511. 五百零九輪自動車
512. 五百一十輪自動車
513. 五百一十一輪自動車
514. 五百一十二輪自動車
515. 五百一十三輪自動車
516. 五百一十四輪自動車
517. 五百一十五輪自動車
518. 五百一十六輪自動車
519. 五百一十七輪自動車
520. 五百一十八輪自動車
521. 五百一十九輪自動車
522. 五百二十輪自動車
523. 五百二十一輪自動車
524. 五百二十二輪自動車
525. 五百二十三輪自動車
526. 五百二十四輪自動車
527. 五百二十五輪自動車
528. 五百二十六輪自動車
529. 五百二十七輪自動車
530. 五百二十八輪自動車
531. 五百二十九輪自動車
532. 五百三十輪自動車
533. 五百三十一輪自動車
534. 五百三十二輪自動車
535. 五百三十三輪自動車
536. 五百三十四輪自動車
537. 五百三十五輪自動車
538. 五百三十六輪自動車
539. 五百三十七輪自動車
540. 五百三十八輪自動車
541. 五百三十九輪自動車
542. 五百四十輪自動車
543. 五百四十一輪自動車
544. 五百四十二輪自動車
545. 五百四十三輪自動車
546. 五百四十四輪自動車
547. 五百四十五輪自動車
548. 五百四十六輪自動車
549. 五百四十七輪自動車
550. 五百四十八輪自動車
551. 五百四十九輪自動車
552. 五百五十輪自動車
553. 五百五十一輪自動車
554. 五百五十二輪自動車
555. 五百五十三輪自動車
556. 五百五十四輪自動車
557. 五百五十五輪自動車
558. 五百五十六輪自動車
559. 五百五十七輪自動車
560. 五百五十八輪自動車
561. 五百五十九輪自動車
562. 五百六十輪自動車
563. 五百六十一輪自動車
564. 五百六十二輪自動車
565. 五百六十三輪自動車
566. 五百六十四輪自動車
567. 五百六十五輪自動車
568. 五百六十六輪自動車
569. 五百六十七輪自動車
570. 五百六十八輪自動車
571. 五百六十九輪自動車
572. 五百七十輪自動車
573. 五百七十一輪自動車
574. 五百七十二輪自動車
575. 五百七十三輪自動車
576. 五百七十四輪自動車
577. 五百七十五輪自動車
578. 五百七十六輪自動車
579. 五百七十七輪自動車
580. 五百七十八輪自動車
581. 五百七十九輪自動車
582. 五百八十輪自動車
583. 五百八十一輪自動車
584. 五百八十二輪自動車
585. 五百八十三輪自動車
586. 五百八十四輪自動車
587. 五百八十五輪自動車
588. 五百八十六輪自動車
589. 五百八十七輪自動車
590. 五百八十八輪自動車
591. 五百八十九輪自動車
592. 五百九十輪自動車
593. 五百九十一輪自動車
594. 五百九十二輪自動車
595. 五百九十三輪自動車
596. 五百九十四輪自動車
597. 五百九十五輪自動車
598. 五百九十六輪自動車
599. 五百九十七輪自動車
600. 五百九十八輪自動車
601. 五百九十九輪自動車
602. 六百輪自動車
603. 六百零一輪自動車
604. 六百零二輪自動車
605. 六百零三輪自動車
606. 六百零四輪自動車
607. 六百零五輪自動車
608. 六百零六輪自動車
609. 六百零七輪自動車
610. 六百零八輪自動車
611. 六百零九輪自動車
612. 六百一十輪自動車
613. 六百一十一輪自動車
614. 六百一十二輪自動車
615. 六百一十三輪自動車
616. 六百一十四輪自動車
617. 六百一十五輪自動車
618. 六百一十六輪自動車
619. 六百一十七輪自動車
620. 六百一十八輪自動車
621. 六百一十九輪自動車
622. 六百二十輪自動車
623. 六百二十一輪自動車
624. 六百二十二輪自動車
625. 六百二十三輪自動車
626. 六百二十四輪自動車
627. 六百二十五輪自動車
628. 六百二十六輪自動車
629. 六百二十七輪自動車
630. 六百二十八輪自動車
631. 六百二十九輪自動車
632. 六百三十輪自動車
633. 六百三十一輪自動車
634. 六百三十二輪自動車
635. 六百三十三輪自動車
636. 六百三十四輪自動車
637. 六百三十五輪自動車
638. 六百三十六輪自動車
639. 六百三十七輪自動車
640. 六百三十八輪自動車
641. 六百三十九輪自動車
642. 六百四十輪自動車
643. 六百四十一輪自動車
644. 六百四十二輪自動車
645. 六百四十三輪自動車
646. 六百四十四輪自動車
647. 六百四十五輪自動車
648. 六百四十六輪自動車
649. 六百四十七輪自動車
650. 六百四十八輪自動車
651. 六百四十九輪自動車
652. 六百五十輪自動車
653. 六百五十一輪自動車
654. 六百五十二輪自動車
655. 六百五十三輪自動車
656. 六百五十四輪自動車
657. 六百五十五輪自動車
658. 六百五十六輪自動車
659. 六百五十七輪自動車
660. 六百五十八輪自動車
661. 六百五十九輪自動車
662. 六百六十輪自動車
663. 六百六十一輪自動車
664. 六百六十二輪自動車
665. 六百六十三輪自動車
666. 六百六十四輪自動車
667. 六百六十五輪自動車
668. 六百六十六輪自動車
669. 六百六十七輪自動車
670. 六百六十八輪自動車
671. 六百六十九輪自動車
672. 六百七十輪自動車
673. 六百七十一輪自動車
674. 六百七十二輪自動車
675. 六百七十三輪自動車
676. 六百七十四輪自動車
677. 六百七十五輪自動車
678. 六百七十六輪自動車
679. 六百七十七輪自動車
680. 六百七十八輪自動車
681. 六百七十九輪自動車
682. 六百八十輪自動車
683. 六百八十一輪自動車
684. 六百八十二輪自動車
685. 六百八十三輪自動車
686. 六百八十四輪自動車
687. 六百八十五輪自動車
688. 六百八十六輪自動車
689. 六百八十七輪自動車
690. 六百八十八輪自動車
691. 六百八十九輪自動車
692. 六百九十輪自動車
693. 六百九十一輪自動車
694. 六百九十二輪自動車
695. 六百九十三輪自動車
696. 六百九十四輪自動車
697. 六百九十五輪自動車
698. 六百九十六輪自動車
699. 六百九十七輪自動車
700. 六百九十八輪自動車
701. 六百九十九輪自動車
702. 七百輪自動車
703. 七百零一輪自動車
704. 七百零二輪自動車
705. 七百零三輪自動車
706. 七百零四輪自動車
707. 七百零五輪自動車
708. 七百零六輪自動車
709. 七百零七輪自動車
710. 七百零八輪自動車
711. 七百零九輪自動車
712. 七百一十輪自動車
713. 七百一十一輪自動車
714. 七百一十二輪自動車
715. 七百一十三輪自動車
716. 七百一十四輪自動車
717. 七百一十五輪自動車
718. 七百一十六輪自動車
719. 七百一十七輪自動車
720. 七百一十八輪自動車
721. 七百一十九輪自動車
722. 七百二十輪自動車
723. 七百二十一輪自動車
724. 七百二十二輪自動車
725. 七百二十三輪自動車
726. 七百二十四輪自動車
727. 七百二十五輪自動車
728. 七百二十六輪自動車
729. 七百二十七輪自動車
730. 七百二十八輪自動車
731. 七百二十九輪自動車
732. 七百三十輪自動車
733. 七百三十一輪自動車
734. 七百三十二輪自動車
735. 七百三十三輪自動車
736. 七百三十四輪自動車
737. 七百三十五輪自動車
738. 七百三十六輪自動車
739. 七百三十七輪自動車
740. 七百三十八輪自動車
741. 七百三十九輪自動車
742. 七百四十輪自動車
743. 七百四十一輪自動車
744. 七百四十二輪自動車
745. 七百四十三輪自動車
746. 七百四十四輪自動車
747. 七百四十五輪自動車
748. 七百四十六輪自動車
749. 七百四十七輪自動車
750. 七百四十八輪自動車
751. 七百四十九輪自動車
752. 七百五十輪自動車
753. 七百五十一輪自動車
754. 七百五十二輪自動車
755. 七百五十三輪自動車
756. 七百五十四輪自動車
757. 七百五十五輪自動車
758. 七百五十六輪自動車
759. 七百五十七輪自動車
760. 七百五十八輪自動車
761. 七百五十九輪自動車
762. 七百六十輪自動車
763. 七百六十一輪自動車
764. 七百六十二輪自動車
765. 七百六十三輪自動車
766. 七百六十四輪自動車
767. 七百六十五輪自動車
768. 七百六十六輪自動車
769. 七百六十七輪自動車
770. 七百六十八輪自動車
771. 七百六十九輪自動車
772. 七百七十輪自動車
773. 七百七十一輪自動車
774. 七百七十二輪自動車
775. 七百七十三輪自動車
776. 七百七十四輪自動車
777. 七百七十五輪自動車
778. 七百七十六輪自動車
779. 七百七十七輪自動車
780. 七百七十八輪自動車
781. 七百七十九輪自動車
782. 七百八十輪自動車
783. 七百八十一輪自動車
784. 七百八十二輪自動車
785. 七百八十三輪自動車
786. 七百八十四輪自動車
787. 七百八十五輪自動車
788. 七百八十六輪自動車
789. 七百八十七輪自動車
790. 七百八十八輪自動車
791. 七百八十九輪自動車
792. 七百九十輪自動車
793. 七百九十一輪自動車
794. 七百九十二輪自動車
795. 七百九十三輪自動車
796. 七百九十四輪自動車
797. 七百九十五輪自動車
798. 七百九十六輪自動車
799. 七百九十七輪自動車
800. 七百九十八輪自動車
801. 七百九十九輪自動車
802. 八百輪自動車
803. 八百零一輪自動車
804. 八百零二輪自動車
805. 八百零三輪自動車
806. 八百零四輪自動車
807. 八百零五輪自動車
808. 八百零六輪自動車
809. 八百零七輪自動車
810. 八百零八輪自動車
811. 八百零九輪自動車
812. 八百一十輪自動車
813. 八百一十一輪自動車
814. 八百一十二輪自動車
815. 八百一十三輪自動車
816. 八百一十四輪自動車
817. 八百一十五輪自動車
818. 八百一十六輪自動車
819. 八百一十七輪自動車
820. 八百一十八輪自動車
821. 八百一十九輪自動車
822. 八百二十輪自動車
823. 八百二十一輪自動車
824. 八百二十二輪自動車
825. 八百二十三輪自動車
826. 八百二十四輪自動車
827. 八百二十五輪自動車
828. 八百二十六輪自動車
829. 八百二十七輪自動車
830. 八百二十八輪自動車
831. 八百二十九輪自動車
832. 八百三十輪自動車
833. 八百三十一輪自動車
834. 八百三十二輪自動車
835. 八百三十三輪自動車
836. 八百三十四輪自動車
837. 八百三十五輪自動車
838. 八百三十六輪自動車
839. 八百三十七輪自動車
840. 八百三十八輪自動車
841. 八百三十九輪自動車
842. 八百四十輪自動車
843. 八百四十一輪自動車
844. 八百四十二輪自動車
845. 八百四十三輪自動車
846. 八百四十四輪自動車
847. 八百四十五輪自動車
848. 八百四十六輪自動車
849. 八百四十七輪自動車
850. 八百四十八輪自動車
851. 八百四十九輪自動車
852. 八百五十輪自動車
853. 八百五十一輪自動車
854. 八百五十二輪自動車
855. 八百五十三輪自動車
856. 八百五十四輪自動車
857. 八百五十五輪自動車
858. 八百五十六輪自動車
859. 八百五十七輪自動車
860. 八百五十八輪自動車
861. 八百五十九輪自動車
862. 八百六十輪自動車
863. 八百六十一輪自動車
864. 八百六十二輪自動車
865. 八百六十三輪自動車
866. 八百六十四輪自動車
867. 八百六十五輪自動車
868. 八百六十六輪自動車
869. 八百六十七輪自動車
870. 八百六十八輪自動車
871. 八百六十九輪自動車
872. 八百七十輪自動車
873. 八百七十一輪自動車
874. 八百七十二輪自動車
875. 八百七十三輪自動車
876. 八百七十四輪自動車
877. 八百七十五輪自動車
878. 八百七十六輪自動車
879. 八百七十七輪自動車
880. 八百七十八輪自動車
881. 八百七十九輪自動車
882. 八百八十輪自動車
883. 八百八十一輪自動車
884. 八百八十二輪自動車
885. 八百八十三輪自動車
886. 八百八十四輪自動車
887. 八百八十五輪自動車
888. 八百八十六輪自動車
889. 八百八十七輪自動車
890. 八百八十八輪自動車
891. 八百八十九輪自動車
892. 八百九十輪自動車
893. 八百九十一輪自動車
894. 八百九十二輪自動車
895. 八百九十三輪自動車
896. 八百九十四輪自動車
897. 八百九十五輪自動車
898. 八百九十六輪自動車
899. 八百九十七輪自動車
900. 八百九十八輪自動車
901. 八百九十九輪自動車
902. 九百輪自動車
903. 九百零一輪自動車
904. 九百零二輪自動車
905. 九百零三輪自動車
906. 九百零四輪自動車
907. 九百零五輪自動車
908. 九百零六輪自動車
909. 九百零七輪自動車
910. 九百零八輪自動車
911. 九百零九輪自動車
912. 九百一十輪自動車
913. 九百一十一輪自動車
914. 九百一十二輪自動車
915. 九百一十三輪自動車
916. 九百一十四輪自動車
917. 九百一十五輪自動車
918. 九百一十六輪自動車
919. 九百一十七輪自動車
920. 九百一十八輪自動車
921. 九百一十九輪自動車
922. 九百二十輪自動車
923. 九百二十一輪自動車
924. 九百二十二輪自動車
925. 九百二十三輪自動車
926. 九百二十四輪自動車
927. 九百二十五輪自動車
928. 九百二十六輪自動車
929. 九百二十七輪自動車
930. 九百二十八輪自動車
931. 九百二十九輪自動車
932. 九百三十輪自動車
933. 九百三十一輪自動車
934. 九百三十二輪自動車
935. 九百三十三輪自動車
936. 九百三十四輪自動車
937. 九百三十五輪自動車
938. 九百三十六輪自動車
939. 九百三十七輪自動車
940. 九百三十八輪自動車
941. 九百三十九輪自動車
942. 九百四十輪自動車
943. 九百四十一輪自動車
944. 九百四十二輪自動車
945. 九百四十三輪自動車
946. 九百四十四輪自動車
947. 九百四十五輪自動車
948.

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

再 交 付

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備 考
チェック欄	添付書類	
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。 （免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。） なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
③ ☐	免許証滅失事由書（18ページ参照）	◎免許証を紛失した方のみ
④ ☐	損傷した免許証	◎免許証を損傷した方のみ
⑤ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	◎労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ（11ページ）に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
⑥ ☐	所持免許申告欄（16ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 （申請書の項目番号②に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要）。
⑦ ☐	本人確認証明書（17、28 ページ参照）	◎免許証を紛失した方 ◎免許証を損傷した方で、該当免許証で本人確認ができない方 ◎住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ◎旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合。 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

☐ C 免許証の記載事項等の変更を希望する方

申請書裏面については
15ページ参照。

- ※再交付と書替を同時に行う場合は、①「申請の区分」は③と記入し、記入例Ⅲ(11ページ)に示した事項も併せて記入して下さい。

[illegible]

- ①9に免許証番号を記入
- ②2折りタイプの免許証の場合
 - ②2に「免許の種類コード」②3に「交付局コード」
 - (裏面のコード表参照) ②4に「免許証番号」
 - ②5に交付年月日を記入して下さい。

申請者の住所地在労働局長（労働局）の健康安全課（P29～P30参照）

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄	
①	☐	記入漏れはありませんか？
②	☐	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐	各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

再 交 付

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備 考
チェック欄	添付書類	
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ（11ページ）に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。

○該当する場合に添付するもの

必要となる場合	
チェック欄	添付書類
④ ☐	所持免許申告欄（16ページ参照）
⑤ ☐	本人確認証明書（17、28 ページ参照）
	◎免許証の顔写真を変更する方 ◎住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ◎旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

※免許証の記載事項等の変更（例）写真、住所の変更を希望する場合等。新様式（ラミネート式又はカード式）の免許証で発行されます。

免許証書替申讀書

免許証に記載されている
氏名を変更した方

申請書裏面については
15ページ参照。

- ②⑥ 労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、1と記入し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して下さい（16ページ参照）。

※再交付と書替を同時に行う場合は、①申請の区分」は③と記入し、記入例Ⅱ（7ページ）に示した事項も併せて記入して下さい。

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30参照)

[illegible]

○申請書類記入等チェックリスト

書 替

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		添付書類	備 考
	チェック欄		
①	☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
②	☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③	☐	書替する免許証	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
④	☐	氏名を変更した事実が分かる証明書（17ページ参照）	変更前の氏名が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、戸籍抄本等で氏名を変更したことが確認できるもの ※本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

○該当する場合に添付するもの

必要となる場合		添付書類
	チェック欄	
⑤	☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。
⑥	☐	所持免許申告欄（16ページ参照）
⑦	☐	本人確認証明書（17、28ページ参照） ※住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ※④と共通でも構いません。

※氏名を変更した場合は、法令上免許の書替が必要となります。

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を
更新しようとする方

⑮ 更新する免許証の免許証番号を記入して下さい。

- 申請先 申請者の住所地在管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30参照)

[illegible]

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄	
①	☐	記入漏れはありませんか？
②	☐	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐	各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

更新

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備考
チェック欄	添付書類	
①	☐ 専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
②	☐ 免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③	☐ 免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証明する書面	詳しくは、18ページを参照して下さい。
④	☐ 更新する免許証（原本）	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
○該当する場合に添付するもの		必要となる場合
チェック欄	添付書類	
⑤	☐ 本人確認証明書（17、28 ページ参照）	◎住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ◎旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

※免許を紛失している場合は、再交付の手続も必要です（7～8ページ参照）。免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。
※氏名を変更した場合は、書替の手続も必要です（11～12ページ参照）。免許更新申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。
※申請は、有効期間満了日の1か月前から受け付けます。

郵便局等で所定額（令和5年10月現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。

- ・必ず日本政府発行の収入印紙を貼ってください。地方自治体の発行する証紙ではありません。印紙税納付計器のスタンプも不可。
- ・1枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないように貼って下さい。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）また、収入印紙が3枚以上になる場合は、縦に並べて貼って下さい。

- ・申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終わり、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
- ・収入印紙は消印しないで下さい。
- ・収入印紙1500円を超えて添付される場合には、以下の記載例を参考に、直筆で余白に記載して下さい。

【記載例】

収入印紙超過100円分については、返還を求めません。厚労 太郎

申請書の裏面に免許試験合格通知書を貼付しないで下さい。

免許申請書（裏面）

収入印紙以外のものを貼付しないで下さい。

様式第12号（第6条の3、第7条関係）（裏面）

【参考】

- の口で表示される字（以下「記入字」という。）に記入する文字は、光学読取装置（OCR）で読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けをしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとい、事項を記載する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明確に記載すること。
なお、欄外及び写像点は同一の記入枠に「力」「バ」等と記入すること。
- 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事項を添する書面（以下「本人確認書類」という。）並びに免許を受ける資格を有することを添する書面を添付すること。
- 免許更新・交付申請の場合は、過去に受けたものは本人確認書類、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。
- 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を添する書面を添付すること。
- 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを添する書面を添付すること。
- 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- 旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記を希望しない場合は「0」、希望する場合には「2」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。
- 下記の住所様・交付局コード一覧を参照して記入すること。
- 住所と免許証の交付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に交付先を記入すること。
- 免許証の交付先が住所と異なる場合は「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
注「1」が記入されていることを確認すること。
- 当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、○の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申請欄（印刷）に記入すること。

（住所地・交付局コード一覧）

北海道…01	根 本…09	石 川…17	滋 賀…25	岡 山…33	佐 賀…41
青 森…02	野 田…10	山 井…18	京 都…26	広 島…34	長 崎…42
岩 手…03	塔 王…11	山 縣…19	大 阪…27	山 口…35	熊 本…43
宮 城…04	千 葉…12	長 野…20	兵 庫…28	徳 島…36	大 分…44
秋 田…05	東 京…13	岐 阜…21	奈 良…29	香 川…37	宮 崎…45
山 形…06	神 奈 川…14	静 岡…22	和 歌 山…30	愛 媛…38	鹿児島…46
福 島…07	新 潟…15	愛 知…23	鳥 取…31	高 知…39	沖 縄…47
茨 城…08	富 山…16	三 重…24	島 根…32	福 岡…40	

（免許種類コード表）

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	普通自動車二種	21	普通自動車一種	31	林業免許（主たる業務）
11	普通自動車一種	22	普通自動車二種	32	林業免許（主たる業務）
12	普通自動車二種	23	普通自動車一種	33	林業免許（主たる業務）
13	普通自動車一種	24	普通自動車二種	34	林業免許（主たる業務）
14	普通自動車二種	25	普通自動車一種	35	林業免許（主たる業務）
15	普通自動車一種	26	普通自動車二種	36	林業免許（主たる業務）
16	普通自動車二種	27	普通自動車一種	37	林業免許（主たる業務）
17	普通自動車一種	28	普通自動車二種	38	林業免許（主たる業務）
18	普通自動車二種	29	普通自動車一種	39	林業免許（主たる業務）
19	普通自動車一種	30	普通自動車二種	40	林業免許（主たる業務）
20	普通自動車二種	31	普通自動車一種	41	林業免許（主たる業務）

注1 取の後のことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・ドリック運転は免許をいうこと。

注2 取の後のことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン・ドリック運転は免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注3 取の後のことのできる機械の種類を限定しないクレーン・ドリック運転は免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注4 取の後のことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン・ドリック運転は免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注5 取の後のことのできる機械の種類を限定しないクレーン・ドリック運転は免許をいうこと。

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれぞれについて貼付しなければなりません。

- （1）同時に2種類の免許申請を行う場合
- （2）新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合
（新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合、既交付の免許証の再交付、書替の申請とあわせて住所地を管轄する都道府県労働局（又は交付局）で申請して下さい。）
- （3）新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- （4）免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

所持免許申告欄

申請書の項目番号②に□を記入した方（二つ折りタイプ（旧様式）の免許証を所持している方）は必ずこの用紙を記入・添付して下さい。

様式第12号（第65条の3、第67条関係）（別紙）

所持免許申告欄

【この申告欄には、所持している旧様式の免許証を添付のうえ記入すること。】

氏名	ヤマダ	姓	ヤマダ	名	太郎
旧様式免許証	二級ボイラー技士	交付局	千葉局	免許の種類	
	衛生管理者		神奈川局		

①氏名（姓をカタカナで記入すること。）	ヤマダ	②氏名（名をカタカナで記入すること。）	太郎ウ
③生年月日 元号 年 月 日 3.光臨 5.昭和 6.平成	5351003		
免許の種類	交付局	免許証の番号	交付年月日 年 月 日
(1) 12	12	32568	昭和 59108
(2) 50	14	3257	昭和 56999
(3)			昭和
(4)			昭和
(5)			昭和
(6)			昭和
新免許証番号			
申告欄 申請処理			

【備考】
1 免許の種類コード及び交付局コードは、様式第12号（2）の住所・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照して記入すること。
2 添付及び半添付は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。

すでにお持ちの旧様式の免許証（二つ折りタイプの免許証）について、申請書裏面のコード表を参照して「免許種類コード」「交付局コード」を記入して下さい。
また、「免許証番号」「交付年月日」を転記して下さい。

記入しないで下さい。

本様式のダウンロードはこちらからお願ひします。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106467.html>



カードタイプ（ラミネートタイプを含む）の免許証を所持している方は提出不要です。

●添付書類について●

次の(1)～(10)のうち今回必要な書類について説明をよく読み、不足するものがないよう準備して下さい。郵送で申請する場合には、特に〈 〉内に留意して下さい。

(1) 免許試験合格通知書

試験に合格された方は、必ず原本を添付して下さい。

※合格通知書の住所・氏名は免許証の基データとなるため、合格通知書を受領した段階で住所・氏名の相違（誤植等）に気付いた場合は、安全衛生技術センターへ連絡して下さい。

(2) 実務経験等を証明する書類（Ⅰ-㉒で申請される方）

特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許又は林業架線作業主任者免許を申請される方は実務経験等を証明する書類が必要になります。具体的な書類については19ページから24ページまでをご覧ください。

実務経験従事証明書については、原本を添付して下さい。（様式は、厚生労働省ホームページ、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。）

なお、実務経験従事証明書以外の実務経験等を証明する書類（例えば、発破実技講習修了証、ボイラー実技講習修了証等）については、原本又はそのコピーを添付して下さい。

(3) 試験免除資格を証明する書面（Ⅰ-㉓、Ⅰ-㉔で申請される方（※試験が免除される方））

イ 免許試験結果通知書

必ず原本を添付して下さい。

ロ 実技教習修了証

クレーン運転実技教習修了証、移動式クレーン運転実技教習修了証、又は揚貨装置運転実技教習修了証の原本又はそのコピーを添付して下さい。

ハ 免許を受ける資格を有することを証明する書面

免許申請書の免許申請の㊦新規交付申請欄の資格内容（ ）内に記入した資格を証する書面で、卒業証明書等（卒業証明書及び必要に応じて履修単位証明書等）、各種の免状、免許証、職業訓練修了証等をいいます。

申請先の都道府県労働局に原本又はそのコピーを持参して下さい。〈卒業証明書等の本籍地はマスキング（黒塗り）して下さい〉

〈卒業証明書等については、都道府県労働局で申請及び郵送で申請する場合も、原本を添付して下さい。それ以外の書面で保存が必要なものについては、コピーを送付して下さい。〉

(4) 本人確認証明書

申請書の申請者氏名、生年月日及び住所の欄に記入した事実を証する書面のことで、住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、マイナンバーカード（表面のみ）・自動車運転免許証（表裏両面）・在留カード（表裏両面）等の公的な書面のコピーをいいます。

写真が無い公的証明書の場合は原則として2つ添付して下さい。

なお、後述の（9）ロの「現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式（ラミネート式又はカード式）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）には、本人確認証明書を添付する必要はありません。本人確認証明書の例については、28ページも参照して下さい。

(5) 氏名の変更の場合は氏名を変更した事実が分かる証明書

氏名の変更を証明する書面として添付します。

変更前の氏名が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、戸籍抄本、自動車運転免許証（旧姓の表記が確認できるものに限る）等を添付して下さい。〈郵送で申請する場合も、住民票の写し及び戸籍抄本は、原本を添付して下さい。それ以外については、コピーを送付してください。〉

本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

(6) 旧姓を使用した氏名又は通称が記載されている住民票の写し等

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、旧姓又は通称が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、等の公的な書面を添付します。本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

(7) 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

免許の有効期限の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務に従事し、かつ、免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが溶接検査に合格していることを証明する書面のことです。（郵送の場合も原本送付のこと。）

なお、この書面に替えて機械試験結果及び試験を行ったテストピースを提出することができます。詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(8) 免許証滅失事由書

免許証を滅失した経緯を明らかにする書面のことで、具体的な滅失経緯を書き、住所及び氏名を記載して下さい。

免許証滅失事由書の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei22/index.html

詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。（29、30ページを参照して下さい。）

(9) 労働安全衛生法関係既得免許証

イ 申請に直接関係する免許証

「免許証の損傷による再交付申請」「免許証の記載事項等を変更する再交付申請」、「新様式（ラミネート式又はカード式）の免許証の発行を希望する場合の再交付申請」「書替申請」「免許更新申請」においては、従前の免許証を添付して下さい。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。なお、この場合従前の免許証には穴開けをいたします。

ロ 現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証

労働安全衛生法に基づく他の免許証を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている他の免許証を添付する必要があります。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピー（コピーは全面コピーしたものがが必要です）を申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（**原本確認**）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口を持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。なお、この場合従前の免許証には穴開けをいたします。

(10) 免許証送付用封筒

免許証は申請先の都道府県労働局で審査を行った後、東京労働局免許証発行センターから簡易書留により後日送付されます。専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒（免許申請書セットの中に入っている窓あきの封筒。紛失した場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。）に送付用切手（郵送料＋簡易書留料、令和6年10月1日現在460円）のみを貼り同封して下さい。**（免許証の返送先の住所や氏名は申請書に記載されたものが印字されますので、封筒に氏名や住所等は記載しないで下さい。ただし、任意の封筒を使用する場合は、あて先に返信先の住所及び氏名を記載して下さい。）**

※上位の資格を取得した場合等、過去の免許情報が、統合された新しい免許証に記載されない場合があります。

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

特級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要 件		具体的な書類	【 注 】	
1	一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラー [※] を除く。）を取り扱った経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）		②
2	一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）		②
3	学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修め卒業した者で、その後2年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写	①	
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、2年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写 ○ 実地修習結果報告書の写	①	
5	海技士（機関1、2級）免許を受けた者	○ 海技士免状の写	①	
6	ボイラー、タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計500㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの。	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	①	②

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～6関係）
② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei22/）
③ 要件1及び2について、暖房専門ボイラーの経験は1年を6ヶ月として扱います。
※ 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イから二までに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

一級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要 件		具体的な書類	【 注 】	
1	二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者※	○ 実務経験従事証明書（原本）		②
2	二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）		②
3	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写	①	
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免許を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写 ○ 実地修習結果報告書の写	①	
5	海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	○ 海技士免状の写	①	
6	ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	①	②
7	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 汽かん係員試験合格証の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	①	②

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」、「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～7関係）
② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei22/）
③ 要件1及び2について、暖房専門ボイラーの経験は1年を6ヶ月として扱います。
※ 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イから二までに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

二級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【注】
1	ボイラー実技講習を修了した者	○ ボイラー実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しませんのでご注意ください。）	
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後3か月以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写	
3	ボイラーの取扱いについて6か月以上の実地修習を経た者	○ 実地修習結果報告書の写	
4	ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験があるもの※2	○ ボイラー取扱技能講習修了証の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士（熱）免状の写及び合否通知書（合格証）の写 ○ 実地修習結果報告書の写	
6	海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	○ 海技士免許の写	
7	ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
8	海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 海技士免許の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
9	保安技術職員国家試験規則により汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 汽かん係員試験合格証の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
10	鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）	②

【注】 ② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei22/）

※1 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

※2 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イから二までに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

ボイラー整備士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【注】
1	ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラー※ ² を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士が、自己の取り扱いボイラーの整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	○ 実務経験従事証明書（原本） ○ 換算する場合は、ボイラー技士免許証（写しの場合は、 原本確認 されたもの）	② ③
2	第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器※ ² を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
3	小規模ボイラー※ ² の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者 ※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱いボイラーの整備の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	○ 実務経験従事証明書（原本） ○ 換算する場合は、ボイラー技士免許証（写しの場合は、 原本確認 されたもの）又はボイラー取扱技能講習修了証の写	② ③
4	小規模第一種圧力容器※ ² の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	③
5	普通課程の普通職業訓練（設備管理・運転系ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	○ 修了証の写	①
6	短期課程の普通職業訓練（ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	○ 修了証の写	①

- 【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されていれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記5、6関係）
② 「原本確認」は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて行っております。
③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/）
※1 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。
※2 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの
小規模第一種圧力容器：労働安全衛生法施行令第6条第17号イ又はロに掲げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたもの

●実務経験等を証明する書類について

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

ガス溶接作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【注】
1	ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの	☐ ガス溶接技能講習修了証の写（表紙の写も添付して下さい） ☐ 実務経験従事証明書（原本）	②
2	学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者	☐ 卒業証明書（溶接に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本）	①
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 卒業証明書(工学又は化学に関する学科を専攻したことが確認できるもの)（原本） ☐ ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
4	構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	☐ 該当職種に係る職業訓練指導員免許の写	①
5	普通課程の普通職業訓練（金属加工系溶接科）、養成訓練（溶接科）を修了した者で、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 職業訓練修了証の写 ☐ ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
6	鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 技能検定合格証の写 ☐ ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
7	旧保安技術職員の規則による溶接係員試験に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 溶接係員試験合格証の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	②
8	専修訓練課程の普通職業訓練（溶接科）、専修訓練課程の養成訓練（溶接科）を修了した者で、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 職業訓練修了証の写 ☐ ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	②
9	養成訓練（金属成形科）を修了した者	☐ 職業訓練修了証の写	
10	長期課程の指導員訓練を修了した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 指導員訓練修了証の写 ☐ ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	②
11	防衛大学校を卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	☐ 卒業証明書（原本） ☐ ガス溶接等の業務につくことができることを証明する書類の写 ☐ 実務経験従事証明書（原本）	②

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されていれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記2～6関係）
② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roundokujin/anken/anzenisei22/）
※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験を証明する書類の添付を省略することができます。

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

発破技士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【 注 】
1	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後3か月以上発破の業務について実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習の事業者証明書（原本）	
2	発破の補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	②
3	発破実技講習を修了した者	○ 発破実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しませんのでご注意ください。）	

高圧室内作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【 注 】
1	高圧室内業務に2年以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	②

林業架線作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【 注 】
1	林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者	○ 実務経験従事証明書（原本）	②

【注】「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/)
※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験を証明する書類の添付を省略することができます。

●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov（電子政府の総合窓口）電子申請システムを利用して行っていただくことになりました。

なお、令和3年10月より、免許証の電子申請に電子署名は不要となりました。

※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。

(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

I 事前準備（初めての方のみ）

パソコン環境の設定を行って下さい。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「利用準備」のページを参照下さい。

(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/>)

II 申請書の作成

※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「電子申請する」のページを参照下さい。

(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure>)

※ 申請手続は正しく選択して下さい。

「〇〇免許の試験合格に係る新規交付申請」：「免許試験合格通知書」を交付された方

「〇〇免許の試験免除に係る新規交付申請」：「免許試験結果通知書」を交付された方、
無試験で免許を受ける資格のある方

III 電子納付（前納）

免許証申請の手続については、手数料（各種免許申請につき1,450円）を納付する必要があります。手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意ください。手数料等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「電子納付について」のページを参照下さい。

(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/payment>)

IV 添付書類の提出

写真（横24mm×縦30mm）（運転免許証サイズ）1枚及び添付書類（17、18ページ参照）については、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子申請システムの「手数料等領収確認のお知らせ」が表示されているページを印刷して同封して下さい。

また、封筒には赤字で「電子申請」と記載してください。

V 申請後の処理

申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「申請等の処理状況を確認する」のページを参照下さい。

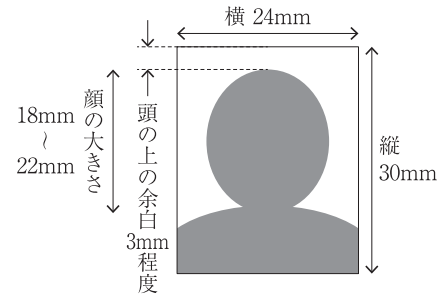
(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm>)

●写真について●

写真については、次の事項の規格どおり撮影し貼付して下さい。

- ・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
- ・上三分身（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
- ・申請前6か月以内に撮影されたもの
- ・鮮明で変色の恐れのないもの

目安としては、頭の上の余白3mm程度、
顔の大きさ（上下）18mm～22mmです。
（白黒写真も可）



なお、次のような写真は、撮り直しをお願いする場合があります。

- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの（パスポートの大きさの写真など）
- ・申請者本人のみを撮影していないもの
- ・服、サングラス、ヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの、カラーコンタクトの着用等、平常の顔貌と異なるもの
- ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明のもの）
- ・変色や傷があるもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

適当な写真の例



不適当な写真の例



1 大きすぎるもの



2 小さすぎるもの



3 上三分身（胸から上の写真）でないもの



4 着衣と背景が類似色のもの



5 背景が無地でないもの



6 人物の手に物が写り込んでいるもの



7 帽子などをかぶっているもの



8 マスクをしているもの



9 色の濃い眼鏡などをかけているもの（瞳が確認できないものは不可）



10 正面を向いていないもの（顔が正面を向いていても体が横を向いているもの、視線が正面を向いていないものは不可）



11 平常の表情と著しく異なるもの

12 ブレているもの、ボケているものなどは、画像が不鮮明なため不適当です。

13 ソフトフォーカスフィルターを使用したものは不鮮明になりやすく、また、十字、亀甲形等の輝線を生じさせるなど不適当になる場合があります。

14 デジタルカメラで撮影したものは、免許証に取り込む画像が粗く不鮮明になるため、不適当になる場合があります。

●免許申請時にまずチェック！●

添付資料をチェック！

☒ 本人確認証明書（詳細は、P28参照）

- ☐ 写真の有る公的書面のコピーを同封
- ☐ 写真の無い公的書面の場合は、2種類以上同封

☒ 免許証の旧姓氏名の併記

- ☐ 氏名欄に旧姓（ ）を使用した氏名を併記する場合、戸籍謄本や住民票、自動車運転免許証の写など、旧姓が確認できるものを同封
※ 免許証氏名の併記例 【 衛生 健二（安全 健二） 】

☒ 外国人の免許証

- ☐ 免許証の氏名欄に通称名（ ）を併記する場合、住民票など、通称名が確認できるものを同封
※ 免許証氏名の通称名併記例 【 EISEI KENJI（衛生 健二） 】

☒ ボイラー関係の実務経験従事証明書

- ☐ ボイラー関係の場合、労働基準監督署の検査を受検しているボイラーの取り扱いは、3の①に検査証番号と交付者を記入
ボイラー整備士以外で上記検査の他（電気事業法等の関係）は、適用法令に☑した上で、ボイラーの種類と伝熱面積が確認できる資料を同封
- ☐ ボイラー関係の場合、取り扱ったボイラー等が、証明する事項に該当する、小規模又はそれ以上の規模であるかを確認（不備が多い）
- ☐ ボイラー整備士の場合、整備業者で経験があるときは、「3の上記2に従事した期間」は、「②の上記①以外の場合」に記入（不備が多い）
※ この記入又は資料に不備があると免許証を交付することができません

宛先をチェック！

☒ クレーン関係免許申請の封筒の宛先

- ☐ 免許試験合格通知書 ☞ 東京労働局免許証発行センター宛
- ☐ 免許試験結果通知書 ☞ 申請者の住所管轄の労働局安全課
又は健康安全課宛（発行センター宛封筒使用不可）

【免許試験合格者等のための免許申請書等手順の手引き】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/menkyotebiki.html

東京労働局 免許証発行センター



●本人確認証明書の具体例●

- 申請書の申請者氏名、生年月日、住所の欄に記入した事実を証する書面
 - 公的書面のコピー(縮小不可※)。ただし、住民票等は原本に限る。
 - 本人確認は、原則顔写真による確認が必要 ① 下記1の書面を1種類
 - 顔写真の確認できる書面を所持していない ② 下記2の書面を2種類
- ※ A4サイズより大きい場合は、A4サイズに縮小可

1 1種類で可能なもの

★ 顔写真(不鮮明なものは不可)が確認できるものに限る

- ☐ 労働安全衛生法による免許証
- ☐ 自動車運転免許証(表裏面)
- ☐ マイナンバーカード(表面のみ 個人番号は必要ありません)
- ☐ 住民基本台帳カード(顔写真あり)
- ☐ 在留カード・特別永住者証明書(表裏面)

※ 住所を変更している場合は、新住所(申請書の住所)が確認できるものを提出してください。
なお、住所変更の手続きをしていない場合は、免許証の住所は旧住所となります。

2 2種類以上必要なもの

★ 申請者氏名、生年月日、住所を複数の書類の組合せで確認できれば可

- ☐ 住民票の写し(市区町村発行の原本。個人番号の記載がないもの) ※複写不可
- ☐ 戸籍抄本 ※複写不可
- ☐ 住民基本台帳カード(顔写真なし)
- ☐ 健康保険被保険者証又は資格確認書(ともに表裏面)
- ☐ 年金手帳
- ☐ 基礎年金番号通知書
- ☐ パスポート
- ☐ 保健師免許証・薬剤師免許証

組合せ例

住民票の写し + 健康保険被保険証
住民票の写し + 住民基本台帳カード(顔写真なし)
住民票の写し + 年金手帳
住民票の写し + 基礎年金番号通知書
住民票の写し + パスポート

※ 住所が手書きのものは、別途、印字されている公的書面が必要です。

※ 上記以外、国、都道府県、区市町村が交付した免許証等の書面も可能です。

本人確認証明書に当たらないもの

- ☐ 免許試験合格通知書・結果通知書、技能講習修了証、クレーン等実技教習修了証
- ☐ キャッシュカード、クレジットカード
- ☐ 職員証・社員証
- ☐ 公共料金領収書(電気・ガス・水道・電話)

【申請に関するお問い合わせ】

免許証発行サポートダイヤル ☎ 0570-006-120

●問い合わせ先●

申請に関して不明な点は、こちらにお問い合わせ下さい。

免許証発行サポートダイヤル 0570-006-120

なお、お問い合わせ内容によっては、各都道府県労働局の健康安全主務課をご案内する場合がございます。

よくある質問についてはこちらをご参照ください。

(労働安全衛生法に基づく免許 | よくある質問 東京労働局)



北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1	札幌第1合同庁舎	☎011-709-2311
青森労働局	〒030-8558	青森市新町2丁目4番25号	青森合同庁舎	☎017-734-4113
岩手労働局	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号	盛岡第2合同庁舎	☎019-604-3007
宮城労働局	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地	仙台第4合同庁舎	☎022-299-8839
秋田労働局	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号	秋田合同庁舎	☎018-862-6683
山形労働局	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号	山交ビル3F	☎023-624-8223
福島労働局	〒960-8021	福島市花園町5番46号	福島第二地方合同庁舎	☎024-536-4603
茨城労働局	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号	茨城労働総合庁舎	☎029-224-6215
栃木労働局	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号	宇都宮第2地方合同庁舎	☎028-634-9117
群馬労働局	〒371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号	前橋地方合同庁舎	☎027-896-4736
埼玉労働局	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2	ランド・アクシス・タワー 15F	☎048-600-6206
千葉労働局	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号	千葉第2地方合同庁舎	☎043-221-4312
東京労働局	〒102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号	九段第3合同庁舎13階 労働基準部 安全課※1	☎03-3512-1615
				労働基準部 健康課※2 ☎03-3512-1616
神奈川労働局	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地	横浜第2合同庁舎 労働基準部 安全課※1	☎045-211-7352
				労働基準部 健康課※2 ☎045-211-7353
新潟労働局	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	新潟美咲合同庁舎2号館	☎025-288-3505
富山労働局	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	富山労働総合庁舎	☎076-432-2731
石川労働局	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号	金沢駅西合同庁舎	☎076-265-4424
福井労働局	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号	福井春山合同庁舎	☎0776-22-2657
山梨労働局	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号		☎055-225-2855
長野労働局	〒380-8572	長野市中御所1丁目22番1号		☎026-223-0554
岐阜労働局	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地	岐阜合同庁舎	☎058-245-8103

※1 主にボイラー技士、クレーン・デリック運転士などの産業安全関係

※2 主に衛生管理者、潜水士などの労働衛生関係

静岡労働局	〒420-8639	静岡市葵区追手町 9 番50号	静岡地方合同庁舎	☎054-254-6314
愛知労働局	〒460-8507	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号	名古屋合同庁舎第 2 号館 労働基準部 安全課	☎052-972-0255
三重労働局	〒514-8524	津市島崎町327番 2 号	津第 2 地方合同庁舎	☎059-226-2107
滋賀労働局	〒520-0805	大津市打出浜14番15号	滋賀労働総合庁舎 5 階	☎077-522-6650
京都労働局	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451		☎075-241-3216
大阪労働局	〒540-8527	大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番67号	大阪合同庁舎第 2 号館 労働基準部 安全課※1	☎06-6949-6496
			労働基準部 健康課※2	☎06-6949-6500
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号	神戸クリスタルタワー16F 労働基準部 免許係	☎078-367-9110
奈良労働局	〒630-8570	奈良市法蓮町387番地	奈良第 3 地方合同庁舎	☎0742-32-0205
和歌山労働局	〒640-8581	和歌山市黒田 2 丁目 3 番 3 号	和歌山労働総合庁舎	☎073-488-1151
鳥取労働局	〒680-8522	鳥取市富安 2 丁目89番 9 号		☎0857-29-1704
島根労働局	〒690-0841	松江市向島町134番10号	松江地方合同庁舎 5 F	☎0852-31-1157
岡山労働局	〒700-8611	岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号	岡山第 2 合同庁舎	☎086-225-2013
広島労働局	〒730-8538	広島市中区上八丁堀 6 番30号	広島合同庁舎第 2 号館 5 F	☎082-221-9243
山口労働局	〒753-8510	山口市中河原町 6 番16号	山口地方合同庁舎 2 号館	☎083-995-0373
徳島労働局	〒770-0851	徳島市徳島町城内 6 番 6 号	徳島地方合同庁舎	☎088-652-9164
香川労働局	〒760-0019	高松市サンポート 3 番33号	高松サンポート 合同庁舎北館 3 階	☎087-811-8920
愛媛労働局	〒790-8538	松山市若草町 4 番 3 号	松山若草合同庁舎 5 F	☎089-935-5204
高知労働局	〒781-9548	高知市南金田 1 番39号	労働総合庁舎	☎088-885-6023
福岡労働局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	福岡合同庁舎新館4F 労働基準部 免許カウンター	☎092-411-4891
佐賀労働局	〒840-0801	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番20号	佐賀第 2 合同庁舎 4 F	☎0952-32-7176
長崎労働局	〒850-0033	長崎市万才町 7 番 1 号	T B M長崎ビル 6 F	☎095-801-0032
熊本労働局	〒860-8514	熊本市西区春日 2 丁目10番 1 号	熊本地方合同庁舎 A 棟 9 F	☎096-355-3186
大分労働局	〒870-0037	大分市東春日町17番20号	大分第 2 ソフィアプラザビル 6 F	☎097-536-3213
宮崎労働局	〒880-0805	宮崎市橘通東 3 丁目 1 番22号	宮崎合同庁舎	☎0985-38-8835
鹿児島労働局	〒892-8535	鹿児島市山下町13番21号	鹿児島合同庁舎 2 F	☎099-223-8279
沖縄労働局	〒900-0006	那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	那覇第 2 地方合同庁舎（1 号館） 3 F	☎098-868-4402

※1 主にボイラー技士、クレーン・デリック運転士などの産業安全関係

※2 主に衛生管理者、潜水士などの労働衛生関係

業務に必要な免許を取得しましょう

労働安全衛生法では、危険・有害な業務などについては、免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています（労働安全衛生法第61条（就業制限）など）。

つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転などは免許が必要です。これらの業務に従事する際には、必要な免許を取得してください。

潜水士



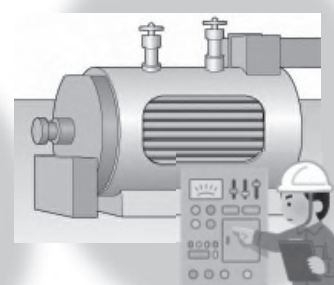
クレーン・デリック運転士



発破技士



ボイラー技士



労働安全衛生法の免許

クレーン・デリック運転士免許
移動式クレーン運転士免許
揚貨装置運転士免許
高圧室内作業主任者免許
発破技士免許
ガス溶接作業主任者免許
ボイラー整備士免許
衛生工学衛生管理者免許
第一種衛生管理者免許
第二種衛生管理者免許

林業架線作業主任者免許
エックス線作業主任者免許
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
潜水士免許
特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
特級ボイラー技士免許
一級ボイラー技士免許
二級ボイラー技士免許
特別ボイラー溶接士免許
普通ボイラー溶接士免許

免許試験の受験申込は （公財）安全衛生技術試験協会 各安全衛生技術センターへ

（公財）安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生法に基づく免許試験を国に代わって行っている試験機関です。

受験に関するお問い合わせ、お申し込みは協会本部又は各安全衛生技術センターまで。



▲（公財）安全衛生技術試験協会のホームページ

（7.10.1）